

中部国際空港島特定複合観光施設区域整備実施方針概要版

本実施方針は、民間事業者から提案を募集するにあたり、特定複合観光施設区域整備法第6条第1項及び特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針を踏まえ、2026年2月25日から3月19日まで実施した民間事業者からの意見募集の結果を参考に策定

1 I R 区域の整備の意義及び目標

<意義>

中部国際空港及び愛知県国際展示場が立地し、後背地に世界有数の産業集積、多様な観光資源を有する中部国際空港エリアにおいて、I Rを整備することにより「M I C Eを核とした国際観光都市」を実現する。

<目標>

- ・M I C E開催地としての地位の確立によるM I C E開催件数の増加
- ・世界レベルのエンターテインメント、サービスの提供による観光客の増加
- ・中部国際空港エリアの特長を生かした日本各地への送客

2 I R 予定区域の位置及び規模等



<土地の概要>

所在地：常滑市セントレア4丁目及び5丁目地内
面積：約50ha（赤囲い部分）
⇒県から貸付又は売却予定

<既存建物の概要>

名称：愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）
延床面積：約9万㎡
展示面積：6万㎡

3 I R 施設を構成する施設の種類の種類、機能及び規模並びに設置運営事業等

- ・M I C Eを核とした国際観光都市を実現し、日本の象徴となり得るような先進性や魅力ある建築物
- ・設置運営事業者が自らのノウハウと創意工夫を生かして設置・運営

I R 施設の種類の種類	機能・規模・仕様
国際会議場及び展示等施設	・国際会議場施設の収容人数が最大会議室3,000人以上、会議室全体でその2倍以上 ・展示等施設の展示面積が6万㎡以上 ⇒県は愛知県国際展示場を設置運営事業者に売却 （2035年3月末までの愛知県国際展示場の運営は、設置運営事業候補者と愛知国際会議展示場（株）で協議）
魅力増進施設	日本の伝統、文化、芸術や産業観光などの魅力を世界へ発信
送客施設	空港、鉄道駅の隣接地という立地等を生かし、各地への周遊を実現
宿泊施設	全ての客室の床面積の合計がおおむね10万㎡以上
来訪及び滞在促進寄与施設	ファミリー層始め多様な来訪者の誰もが楽しめる一流のエンターテインメント施設
カジノ施設	・ゲーミング区域はI R施設の床面積の合計の3％を上限 ・依存症対策や治安・風俗環境対策等を適切に実施

- ・事業期間：35年間（延長可能）
- ・土地の使用に係る費用等、I R事業の実施に要する全ての費用は設置運営事業者が負担

4 民間事業者の募集及び選定

- ・評価委員会を開催し、意見を聴取の上、設置運営事業候補者を選定
- ・事業者選定は2026年秋～2027年春を想定
- ・事業者選定後、県は設置運営事業候補者と区域整備計画を作成し、愛知県公安委員会及び常滑市の同意、県議会の議決等を経て、国へ認定申請
- ・国の認定後、実施協定を締結し、土地及び愛知県国際展示場の引き渡し

5 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保

<設置運営事業者の責任の履行確保の方法>

- ・県は、設置運営事業者の報告に基づき、I R事業が適切に実施されているかを確認
- ・第三者機関である事業評価委員会を設置し、毎事業年度終了後にI R事業の評価を実施

<リスク分担の在り方>

- ・I R事業に係るリスクは、設置運営事業者が負う

6 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置

<M I C E誘致のための施策及び措置>

- ・国際空港に隣接する特長を生かし、重要な国際会議や展示会・見本市等を誘致

<広域的な観光ルートの設置及びインバウンド促進のための施策及び措置>

- ・広域周遊観光ルートを活用したインバウンド誘客

<認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途>

- ・I R整備法第232条及び国の基本方針に沿って活用
- ・特に、県民福祉の一層の向上のため、県民の命と健康を守る医療福祉の施策を着実に推進するために活用
- ・具体的には、新たな愛知県がんセンターやあいち小児保健医療総合センター等の県立病院の機能強化、感染症対策、総合的な依存症対策、障害児者医療の充実等に活用

7 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に必要な施策及び措置

<ギャンブル等依存症対策>

- ・予防教育・普及啓発の強化
- ・相談支援体制の強化
- ・医療提供体制の強化 など

<治安・風俗環境対策>

- ・防犯、警備体制や交通安全施設の整備等について設置運営事業者への指導・助言
- ・マネー・ローンダリング等の犯罪収益・資金源対策の推進
- ・情報収集・警戒警備等の各種テロ対策の推進 など